

岩倉市認定こども園等主食費支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内の認定こども園及び幼稚園（以下「認定こども園等」という。）を利用する市内在住の児童（認定こども園においては、2歳児以下のクラスを利用する者を除く。以下「利用児童」という。）の主食費を無償化するに当たり、給食を提供している市内の認定こども園等に対し、必要な費用を補助する岩倉市認定こども園等主食費支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の規定に基づき設置された幼保連携型認定こども園のうち学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）により設置されたものをいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により愛知県知事の認可を受けている私立幼稚園をいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、市内に所在する認定こども園等のうち、令和5年4月以降、利用児童に対して安定的な給食を継続して実施している施設の設置者とする。

(対象期間等)

第4条 補助金の対象期間は、令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。

2 補助金の交付は、次に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 第1期分 令和5年7月1日から同年9月30日まで
- (2) 第2期分 令和5年10月1日から同年12月31日まで
- (3) 第3期分 令和6年1月1日から同年3月31日まで

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、各月初日の利用児童の数に、当該月の給食実施日数及び40円を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、岩倉市認定こども園等主食費支援事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1期分 令和5年9月30日まで
- (2) 第2期分 令和5年12月28日まで
- (3) 第3期分 令和6年3月31日まで

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、岩倉市認定こども園等主食費支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、岩倉市認定こども園等主食費支援事業費補助金実績報告書（様式第3）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1期分 令和5年10月31日まで
- (2) 第2期分 令和6年1月31日まで
- (3) 第3期分 令和6年4月30日まで

(補助金の額の確定及び交付等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、岩倉市認定こども園等主食費支援事業費補助金確定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、岩倉市認定こども園等主食費支援事業費補助金請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付について不正の行為があったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して、事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

3 第10条から第12条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。